〇総務省告示第二百八十八号

電 気 通 信 主 任 技 術 者 規 則 昭 和 六 + 年 郵 政 省令第二十七号) 第十条 0) 規 定 に 基づき、 総 務 大 臣 が 別

に告示して指定する者を次のように定める。

平成三十年八月十三日

総務大臣 野田 聖子

亚 成二十七 年 七月 + 日 に 実 施 さ れ た 電 気 通 信 主 任 技 術 者 試 験 に お **,** \ て 合格· 点 を 得 た 試 験 科 目 \mathcal{O} あ

る者のうち、 平 成三十年 Ł 月 八 日 に 実 施 され た 同 試 験 \mathcal{O} 申 請 を行 V ; 受験 いできな カン つ た 者 で あ つ

次のいずれかに該当する者

平成三十 年 七 月 豪 雨 に 際 し、 平成三十 · 年 七 月 八 日 までに 災 害 救 助 法 昭 和二十二年 法 律 第 百 + 人

号) が 適 用 され た 市 町 村 \mathcal{O} 区 域 。 以 下 適 用 区 域」 とい う。 に 同 日 に お 1 7 居 住 L 7 11 た

当 該 者 \mathcal{O} 平 成三十年七 月 八 日 に お ゖ る居 住 地 から受験会場ま で **О** 移 動 経 路 0 部 が 適 用 区 域 內 <u>ک</u>

なる者